

朝鮮民主主義人民共和国の弾道ミサイル発射に関する安全保障理事会報道声明

以下の安全保障理事会報道声明が、マレーシア大使のラムラン・ビン・イブラヒム安保理議長により本日発出された。

安全保障理事会理事国は、8月23日の朝鮮民主主義人民共和国による潜水艦発射弾道ミサイルの発射、8月2日および7月18日に朝鮮民主主義人民共和国により実施された弾道ミサイルの発射、並びに7月9日の朝鮮民主主義人民共和国による潜水艦発射弾道ミサイルの発射を強く非難する。これらの発射は、国際連合安全保障理事会諸決議 1718 (2006)、1874 (2009)、2087 (2013)、2094 (2013) および 2270 (2016) の下での朝鮮民主主義人民共和国の国際義務の深刻な違反である。安全保障理事会理事国は、朝鮮民主主義人民共和国の弾道ミサイル活動が、朝鮮民主主義人民共和国の核兵器運搬システムの開発に貢献しそして緊張を増すことに留意しつつ、朝鮮民主主義人民共和国のあらゆる弾道ミサイル活動を憂慮する。安全保障理事会理事国は、朝鮮民主主義人民共和国が資源を弾道ミサイルの追求に転用し同時に朝鮮民主主義人民共和国国民が、必要なものをかなり満たされてきていないことを更に遺憾に思う。

安全保障理事会理事国は、朝鮮民主主義人民共和国が安全保障理事会の繰り返された声明を紛れもなく無視して、4月15日、4月23日、4月27日、4月28日、5月31日および6月21日の発射の後でこれらの弾道ミサイルの発射を実施したことに重大な懸念を表明する。安全保障理事会理事国は、朝鮮民主主義人民共和国が、関連する安全保障理事会諸決議に違反した、核実験を含む更なる行動を自制し、これらの諸決議の下での自らの義務を十分に遵守するものとするをくり返し表明する。

安全保障理事会理事国は、加盟国に対し、安全保障理事会により朝鮮民主主義人民共和国に課された措置、特に、決議 2270 (2016) に含まれた包括的措置、を十分に実施することを求める。安全保障理事会理事国は、決議 1718 (2006) に従って設立された委員会に対し、決議 2270 (2016) の実施を強化するためのその活動を強めること、また同決議およびその他の関連諸決議の下での加盟国の義務を遵守

する加盟国を支援することを指示する。安全保障理事会理事国は、加盟国に対し、決議 2270 (2016) の規定を効果的に実施するため加盟国が講じた具体的措置について可及的速やかに報告することをまた求める。

安全保障理事会理事国は、朝鮮半島および北東アジア全体の平和と安定を維持することの重要性をくり返し表明し、状況に対する平和的な、外交的なそして政治的な解決に対する安保理の公約を表明しそして対話を通じた平和的且つ包括的な解決を促進するための安保理理事国並びにその他の国家の取組を歓迎する。

安全保障理事会理事国は、朝鮮半島および周辺における緊張を緩和するための活動の重要性を強調する。

安全保障理事会理事国は、安全保障理事会が、状況を緊密に監視しそして安保理が以前に表明した決意に沿って更なる著しい措置を講じることに合意する。